

（ア）労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年：署転倒災害対策...41.0% ×
署安全衛生教育...80.9% ×
2024年：署転倒災害対策...57.3% ○
署安全衛生教育...90.1% ○
2025年：署転倒災害対策...29.0% ×
署安全衛生教育...76.0% ×

増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。（2022年：署死傷年千人率0.56）
転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。（2022年：署平均休業日数41.4日）

【アウトカム指標進捗状況】

2023年：署死傷年千人率...0.49 ○
署平均休業日数...43.1日 ×
2024年：署死傷年千人率...0.60 ×
署平均休業日数...41.8日 ×
2025年（速報）：署死傷年千人率...0.86 ×
署平均休業日数...43.0日 ×

介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年：署16.7%
2024年：署33.3% ○
2025年：署67.0% ○

増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。（2022年：署社会福祉施設の腰痛6件）

【アウトカム指標進捗状況】

2023年：署社会福祉施設の腰痛件数5件 ○
2024年：署社会福祉施設の腰痛件数7件 ×
2025年（速報）：署社会福祉施設の腰痛件数7件 ×

〈令和8年度の主な取組計画〉

「高年齢労働者の安全健康確保のためのガイドライン」はもとより、令和8年2月10日に本省が公表した「高年齢者の労働災害防止のための指針について」（以下、エイジフレンドリー指針）について、あらゆる機会を活用し周知する。

事業場規模に応じ、「エイジフレンドリー補助金」を活用するよう、必要に応じ案内する。

小売業及び社会福祉施設に当たっては、安全管理体制の充実のため、「労働安全衛生施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について」（平成26年3月28日付け基発0328第6号）に基づき、安全推進者の配置等を図る。また、当該業種については、ストレスチェック未報告を端緒とする個別指導を優先的に実施し、適切な労働衛生管理体制の構築を含め指導を行う。

「転倒災害防止対策の推進について」（令和5年5月19日付け基発安発0519第4号）に基づき、転倒災害の原因を踏まえ、その防止のための施設、設備等の改善策や身体機能の低下への対策（ソフト対策）等の促進を図らせる。

令和5年に茨城局健康安全課において作成した「職場で実践する健康体操」の活用についても、あらゆる機会を活用し、引き続き周知を強化する。

このほか、本省HPに掲載されている「立ち作業の負担軽減対策の取組事例紹介」を活用し、長時間の立ち作業の改善等を通じた腰痛予防について、周知、指導を行う。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年：署18.0% ×
2024年：署16.0% ×
2025年：署13.0% ×

増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。(2022年：署死傷年千人率2.56)

【アウトカム指標進捗状況】

2023年：署死傷年千人率...2.97 ×
2024年：署死傷年千人率...3.23 ×
2025年(速報)：署死傷年千人率...3.19 ×

〈令和8年度の主な取組計画〉

あらゆる機会を活用して、「高齢労働者の安全健康確保のためのガイドライン」及び「エイジフレンドリー指針」を周知する。

「エイジアクション100」のチェックリストを利用して必要な改善を図らせる等、あらゆる手法を活用させる。

事業場規模に応じ、「エイジフレンドリー補助金」を活用するよう、必要に応じ案内する。

「転倒災害防止対策の推進について」(令和5年5月19日付け基発安発0519第4号)に基づき、転倒災害の原因を踏まえ、その防止のための施設、設備等の改善策や身体機能の低下への対策(ソフト対策)等促進等を図らせる。

令和5年に茨城局健康安全課において独自に作成した「職場で実践する健康体操」の活用についても、あらゆる機会に引き続き周知を強化する。

改正労働安全衛生法(令和8年4月1日施行)に基づく高齢者の労働災害防止のための措置について、あらゆる機会に周知する。

(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年：署41.2% ×
2024年：署66.7% ○
2025年：署20.0% ○

外国人労働者の災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

(2022年：署38人、死傷年千人率2.19)

【アウトカム指標進捗状況】

2023年：43人 ×
：署死傷年千人率...2.32 ×
2024年：60人 ×
：署死傷年千人率...3.35 ×
2025年(速報)：51人 ×
：署死傷年千人率...2.85 ×

〈令和8年度の主な取組計画〉

本省ウェブサイトに掲載されている、労働者に必要な心構えや、基本事項を容易に理解できるようにするための視聴覚教材等を活用させる。

同ウェブサイトに記載される、イラストによる安全表示等について、技能実習生等の未熟練の外国人労働者を使用する事業者に対して、同様に活用させる。

指導時において、日本語が理解できない外国人労働者の就労を確認した場合は、法定の掲示物若しくは表示物についても、当該労働者の母国語に翻訳して掲示若しくは表示するよう、指導を強化する。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年：署70.0%○
2024年：署81.8%○
2025年：署67.0%○

陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

(2022年：署陸上貨物運送業の死傷者数97人)

【アウトカム指標進捗状況】

2023年：署死傷者数...94人×
2024年：署死傷者数...113人×
2025年（速報）：署死傷者数...85人○

〈令和8年度の主な取組計画〉

あらゆる機会を活用して、改正安衛則（令和5年3月施行）に基づく、最大積載量2トン以上の貨物自動車に係る荷の積み下ろし作業時の昇降設備の設置、保護具の着用及びテールゲートリフターによる荷役作業の特別教育の実施等の措置義務について、周知・指導を徹底する。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）について、引き続き周知する。

このほか、フォークリフトを使用している事業場への指導時においては、関係法令に基づく措置をはじめとする安全衛生対策が実施されていることを確認し、必要な指導を徹底する。

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年：署50.0%×
2024年：署71.4%×
2025年：署80.0%×

14次防期間中の建設業の死亡者数を13次防（2018～2022年）と比較して15%以上減少させる。

(2022年：県内13次防期間中の建設業の死亡者数12人)

【アウトカム指標進捗状況】

2023年：署死亡者数...1人
2024年：署死亡者数...0人○
2025年（速報）：署死亡者数...0人○

〈令和8年度の主な取組計画〉

墜落・転落災害防止に係るリスクアセスメントの実施及びそれに基づくリスク低減措置に取り組むよう、引き続き指導を強化する。

「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和5年12月26日付け基発1226第2号）、屋根・屋上・開口部及び低所（はしご、脚立）からの墜落・転落災害防止を念頭においた、建災防が作成した「木造家屋等低層住宅建築工事防止標準マニュアル」の周知を行う。

令和7年6月施行の改正安衛則に基づく熱中症予防対策に係る必要な措置について、周知を強化する。

職長・安全衛生責任者に対する、安全衛生教育若しくは再教育の実施徹底。

機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年：署93.8%○
2024年：署95.7%○
2025年：署100.0%○

製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減

(2022年：署製造業のはさまれ・巻き込まれの死傷者数33人)

【アウトカム指標進捗状況】

2023年：死傷者数...24人○
2024年：死傷者数...28人○
2025年(速報)：死傷者数...30人○

〈令和8年度の主な取組計画〉

本省HPに記載される「機械安全化の改善事例集」等を紹介する等、非定常作業を含めた機械のリスクアセスメント等の実施の推進を図るよう指導を徹底する。
特に災害リスクの高い食品加工用機械等を使用する事業場に対しては、安衛則の違反状況の確認はもとより、リスクアセスメントの実施に対する指導を強化する。
安全衛生推進者の適切な選任のほか、職長安全衛生教育の実施はもとより、職長安全衛生教育の再教育について確認し、必要に応じ指導行う。

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年：－(林業の回答なし)
2024年：50%○
2025年：100.0%○

林業の死亡者数を2027年まで発生させない。

(2022年：署林業の死亡者数0人)

【アウトカム指標進捗状況】

2023年：県内死亡者数...2人×
2024年：県内死亡者数...0人○
2025年(速報)：県内死亡者数...0人○

〈令和8年度の主な取組計画〉

「チェーンソーによる伐木作業等のためのガイドライン」の周知徹底を行う。
令和元年8月施行のチェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、引き続き周知する。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年
 署年休取得率70%以上の事業場割合...40.8% ×
 署勤務間インターバル導入率...26.8%○
2024年
 署年休取得率70%以上の事業場割合...47.1% ×
 署勤務間インターバル導入率...26.5%○
2025年
 署年休取得率70%以上の事業場割合...89.0% ×
 署勤務間インターバル導入率...41.0%○

週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。(全国2022年：週60時間以上の雇用者の割合5.1%(労働力調査))

【アウトカム指標進捗状況】

(全国の数値未発表)

メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。
50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年：署メンタルヘルス対策...57.7% ×
 ：署ストレスチェック実...80.0% ×
2024年：署メンタルヘルス対策...69.1% ×
 ：署ストレスチェック実施...83.0% ×
2025年：署メンタルヘルス対策...35.0% ×
 ：署ストレスチェック実施...29.0% ×

自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。(2022年：県内90.4%。労働安全衛生調査(実態調査))

【アウトカム指標進捗状況】

2023年：県内82.3%(令和5年労働安全衛生調査(実態調査))

必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年：署45.1% ×
2024年：署48.5% ×
2025年：署41.0% ×

(指標は立てず)労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待

〈令和8年度の主な取組計画〉

労働者数50人未満の事業場の個別指導については、ストレスチェックの実施状況を確認し、未実施の場合は実施を勧奨するほか、高ストレス者の面接指導を無料で対応できる地域産業保健センターによる支援の活用について、適切に周知する。

令和7年5月14日に公布された改正労働安全衛生法に基づき、労働者数50人未満の事業場において、今後ストレスチェックが義務化されることについて、あらゆる機会を活用し、周知する。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

法に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。

法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

【アウトプット指標進捗状況】

2023年:
ラベル表示・SDS交付...75.0%○
リスクアセスメント実施率...92.9%○
リスクアセスメント結果に基づく必要な措置の実施率...92.3%○
2024年:
ラベル表示・SDS交付...87.5%○
リスクアセスメント実施率...95.0%○
リスクアセスメント結果に基づく必要な措置の実施率...95.2%○
2025年:
ラベル表示・SDS交付...100.0%○
リスクアセスメント実施率...100.0%○
リスクアセスメント結果に基づく必要な措置の実施率...100.0%○

化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間（合計81件）と比較し、2023年から2027年までの5年間の合計発生件数を5%以上減少させる。

(県内13次防期間中の化学物質関連災害の死傷者数：81人)

【アウトカム指標進捗状況】

2023年：県内死傷者数...19人
2024年：県内死傷者数...15人
2025年（速報）：県内死傷者数...25人

現在の合計 59人

熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(2023年：暑さ指数把握割合50%)

【アウトプット指標進捗状況】

2023年：署49.3%○
2024年：署54.4%○
2025年：署59.0%○

増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を13次防期間と比較して減少させる。

(県内13次防期間中の熱中症の死亡者数5人)

当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

【アウトカム指標進捗状況】

2023年：県内死亡者数...1人
2024年：県内死亡者数...3人
2025年（速報）：県内死亡者数...0人

合計4人

〈令和8年度の主な取組計画〉

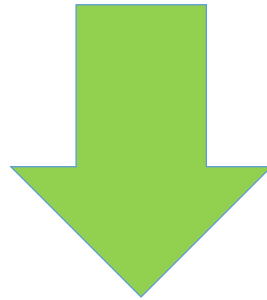
令和4年厚生労働省令第91号（改正省令）及び令和4年厚生労働省令第190号（改正告示）に基づく、いわゆる新たな化学物質規制について、あらゆる機会を活用し、今後も引き続き周知を強化する。

「全国労働衛生週間」（10月）及び「化学物質管理強調月間」（2月）を活用し、製造業はもとより、建設業、第三次産業及び中小規模事業場等において、化学物質管理の定着が図られるよう意識啓発等を含め、引き続き指導を徹底する。

化学物質管理に係る指導に際しては、「化学物質等による労働災害防止に関する指導上の留意事項について」（令和6年9月25日付け基監発0925号第1号及び基安化発0925第1号）に基づき、適切な指導を実施する。

R9年2月、特定リスクアセスメント対象物製造事業場のほか、リスクアセスメント対象物製造・取扱い事業場を対象に、オンラインセミナーを実施する。

アウトカム指標の達成を目指した場合の期待される結果



< 署死亡災害 >

2022年（4件）と比較して2027年に5%減少させる

< 署死傷災害 >

増加傾向に歯止めをかけ2022年（636人）と比較して2027年までに減少に転じさせる

< これまでの結果 >

2023年署死亡災害：8人（2022年比 + 100%）×
2024年署死亡災害：4人（2022年比 ± 0%）×
2025年署死亡災害（速報）：
4人（2022年比 ± 0%）×

< これまでの結果 >

2023年署死傷災害：683人（2022年比 + 7.4%）×
2024年署死傷災害：666人（2022年比 + 4.7%）×
2025年署死傷災害（速報）：
679人（2022年比 + 6.8%）×